



外部事務処理説明会 知的財産の取扱いについて

令和7年2月5日

実用化推進部
実用化推進・知的財産支援課

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

知財様式による報告内容・報告期日 や願書記載の一部変更、及び特許出 願非公開制度

知財様式による報告内容及び報告期日の一部変更

日本版バイ・ドール制度を適用した委託研究開発における、特許出願の際に求める報告及び特許登録等の際に求める報告の運用統一

- ・ 特許出願・登録の際に求める報告期日の変更（知財様式4及び5）

項目内容	旧		新
①国内出願への報告期日	60日以内	⇒	60日以内
②外国出願の報告期日	60日以内		90日以内
③共同出願の場合の報告者	全員の報告		1者のみの報告

※知財様式4及び5（登録のみ）に関して、メールへのPDF添付による報告も可能

委託研究開発成果に係る国内出願を行う際の出願に係る書類の記載方法について

AMED成果に関する特許出願を行う場合、願書に産業技術力強化法17条の適用を受ける発明であることを明記する必要があります。

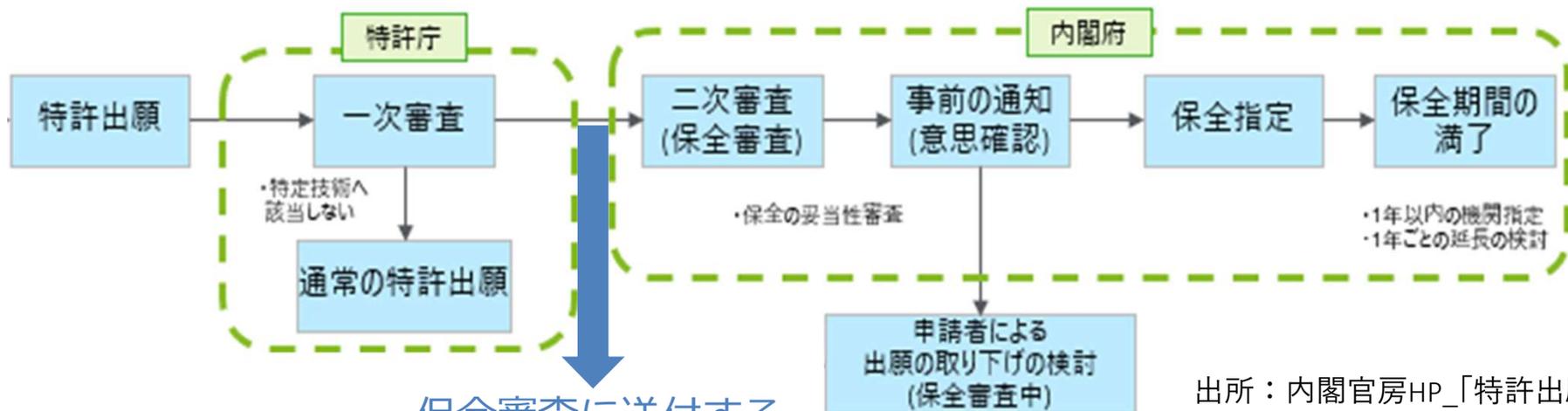
AMED成果に係る特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、「（【代理人】）」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、以下のように記載してください。

令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願

（注）「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）」は、**事業の契約初年度**を記載してください（出願した年度と異なる場合もあります）。

【特許出願非公開制度とは?】

- ・特許出願は原則として出願から1年6月後に全件公開される（特許法64条1項）。
- ・一方で、公にすることで国家・国民の安全を損なうおそれの大きい技術分野に関する発明の特許出願に対し、出願公開等の手続きを留保し、発明の内容を一定期間非公開とする制度を「経済安全保障推進法」により新たに導入。



保全審査に送付する旨の通知を受領
AMEDの「Medical IP Desk」に連絡

出所：内閣官房HP_「特許出願の非公開に関する制度のQ&A」より 一部改変して掲載

AMED事業（委託・補助 いずれの事業も該当）の実施者が、保全審査に送付する旨の通知（一次審査によって保全対象となり得る発明の内容の通知）を受けた場合は、すみやかにAMEDの「Medical IP Desk」までご連絡ください。

バイ・ドール報告に関して

日本版バイ・ドール条項と発明等の報告義務

研究成果については、**受託機関に帰属**しますが、**権利状況等を報告をして頂く必要**があります。

産業技術力強化法 第17条（日本版バイ・ドール条項）の概要

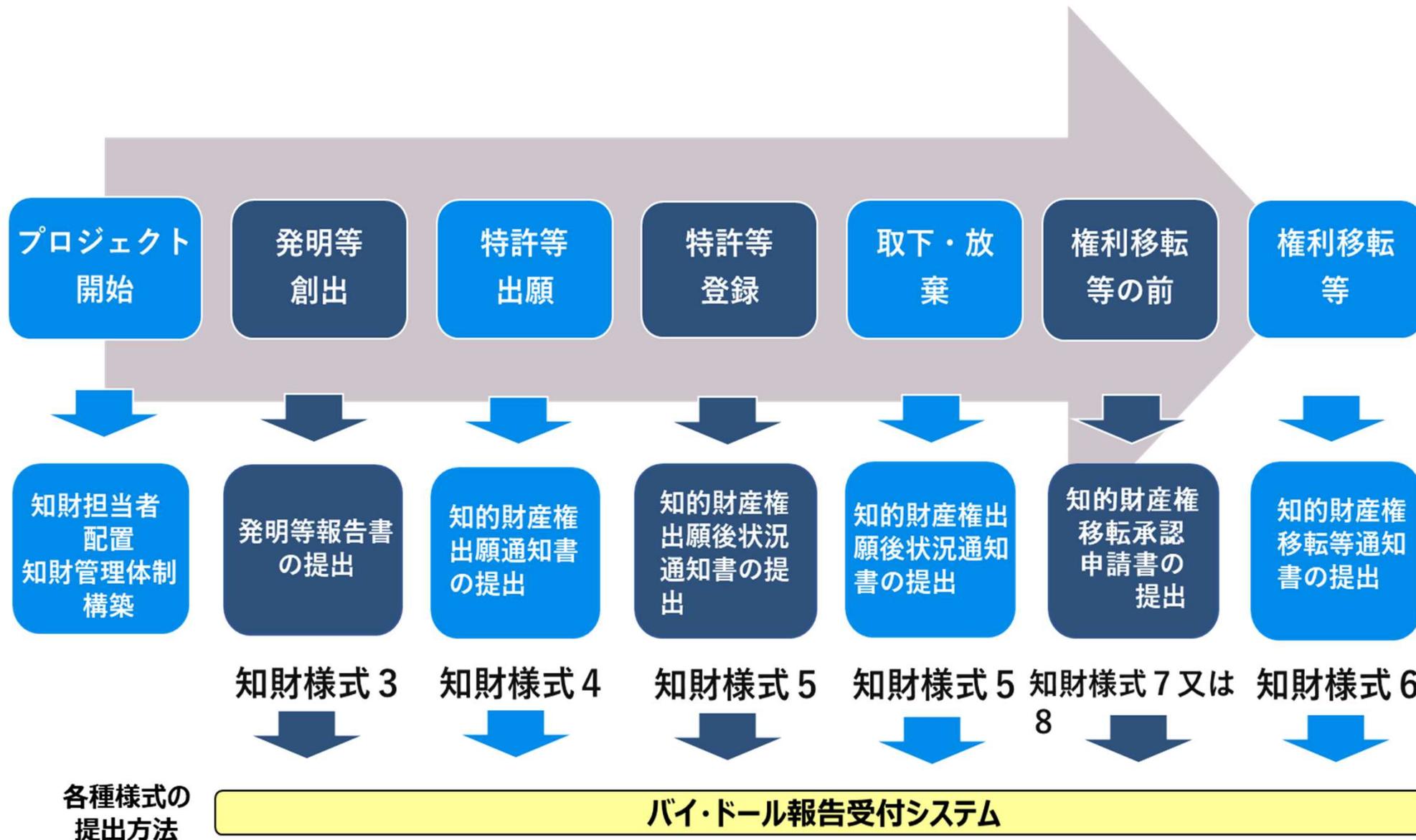
技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について、次に示す**条件を受託者が約する**場合には、受託者から**譲り受け**ないことができる。

- 1 **発明等研究成果の遅滞ない報告**
- 2 公共の利益のための国への無償のライセンス
- 3 相当期間活用されていない場合の第三者へのライセンス許諾
- 4 **特許権等移転、専用実施権設定等の事前承認**



特許権等を受託者に帰属させるには、創出された発明等やその権利状況等を遅滞なく委託者（AMED）に**報告すること等が条件**

バイ・ドール報告のタイミング



知的財産権を受託者から第三者（発明者も含む）※1に移転する場合はAMEDによる事前承認が必要です。※2 また、国外企業の親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求め、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行ってください。

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
知的財産権 (特許権、特許を受ける権利等)の移転を行うとき	知的財産権移転承認申請書 【知財様式7】	バイ・ドール報告 受付システム	移転前に申請※3
専用実施権等の設定又は 移転の承諾をするとき	専用実施権等設定・移転承諾 承認申請書 【知財様式8】	バイ・ドール報告 受付システム	設定・移転承諾前に 申請※3

※1 研究機関が発明等を承継せず、発明者へ権利を移転する場合も、AMEDによる事前承認が必要です。

※2 移転等の承認は、原則、AMEDの知的財産審査委員会で審議されます。

※3 知的財産権の移転等の契約を締結する前に、AMED実用化推進部に必ずご相談ください。

知財様式7 記載における留意事項

知財様式7においては、承認を受ける理由について、以下の2つの観点で具体的な記載をお願いすることになります。

当該移転により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効果的に活用されるか。すなわち、移転先は、**研究開発の成果を真に利用しようとするものか。**

当該移転が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる**研究開発の成果の国外流出に該当しないか**どうか。

承認を受ける理由

以下の2点について具体的にご説明ください。理由の書き方が不明な場合は事前にご相談ください。

当該移転により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効果的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第17条に基づく観点)

当該移転が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条に基づく観点)

補足事項

本申請は、本来は知的財産権の移転等の前にされなければならないが、担当者の錯誤等の理由により移転等の後にされたものである。
(※申請が遅延した理由、今後の再発防止策等について、確認させていただく場合がございます)

移転元が代表機関／分担研究機関や発明者でない場合（再委託機関や研究開発課題から見た第三者である場合など）

- ※ AMEDと直接の契約関係にある研究機関以外の研究機関又は発明者以外の者が移転元の場合、当該研究開発課題の代表研究委機関・分担研究機関に事前に情報共有をお願いします。
- ※ その上で、承認を受ける理由の1点目のカラムにおいて、以下の記載をお願いします。
「本移転については、代表研究機関（分担研究機関）に確認済みである。」

最後に



**A M E D業務の中で、知的財産・実用化支援に関して
何かご不明の点、ご質問等がある場合には、
いつでも実用化推進・知的財産支援課の担当者にご相談ください。**

日本医療研究開発機構 実用化推進部

実用化推進・知的財産支援課

Medical IP Desk (知財相談窓口)

メール：medicalip@amed.go.jp